

文化発信戦略に関する懇談会

中間まとめ

平成 20 年 7 月

<http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/bunkahasshin/index.html>

目次

| | |
|------------------------------|---|
| 文化の戦略的発信の重要性と急がれる取組 | 1 |
| I. 海外に対する文化発信の重点的な取組の推進 | |
| 発信の対象及び内容の重点化と発信方策 | 2 |
| 海外における発信拠点を活用した文化発信 | 2 |
| 日本への関心を高めるための重点的な文化発信 | 2 |
| 日本文化の発信に貢献した外国人の顕彰 | 2 |
| II. 国内における日本文化紹介の充実・強化 | |
| 多言語による日本文化紹介の充実 | 3 |
| 国際フェスティバルや文化芸術に関する国際会議の開催の促進 | 3 |
| 留学生支援の充実 | 3 |
| 日本人自身の日本文化理解の促進 | 3 |
| III. 日本文化を海外発信するための国内体制の整備 | |
| 日本文化の情報拠点の整備 | 4 |
| 日本語教育の支援 | 4 |
| 文化芸術創造都市の取組の促進 | 4 |
| 伝統的なまちなみの保存をはじめとする文化財の保護の推進 | 4 |
| 関係省庁の連携と官民の相互協力 | 5 |
| 参考資料 | 6 |

文化の戦略的発信の重要性と急がれる取組

- 我が国の独創的また伝統的な文化芸術を広く世界に発信し、我が国に対する理解を深めることが、世界における日本の地位の確立につながるとともに、ひいては世界各国が相互の文化の多様性を認識し、その尊重を図ることに寄与するものと考ええる。
- 文化の発信とは、必ずしも安易に享受できる娯楽を提供することではない。100年先、1000年先を見据えながら、時代を超えて伝えられ、また伝えられる価値のある多様な日本文化を、日本人自身が認識し、その充実に取り組みながら、海外へ発信していくことが求められる。
- このため、日本の文化芸術を戦略的に発信する観点から、次ページ以降のⅠ. からⅢ. に示す方策を図ることを本懇談会は提言する。特に、すみやかに取り組むべき6つの事項を以下に示すことにより、文化庁はもとより関係省庁・機関が連携協力して具体的な施策に着手することを強く期待する。

■ すみやかに着手すべき文化発信のための取組

- 日本への関心の高い国に対して、その関心分野や鑑賞者層に対応した発信ができるよう企画のメニュー化を図ることにより、戦略的・効果的な文化発信を推進する。
- メディア芸術について、その情報を総合的に収集・保存・提供する拠点整備を検討する。
- 日本人自身が日本文化への理解を深め、文化発信できるよう、ホームページを通じた日本文化に関する情報の提供を図る。
- 「文化芸術創造都市」をはじめとする、地域からの文化芸術の創造と発信のための取組を推進する。
- 日本の魅力である伝統的なまちなみや、文化財とその周辺環境を守るための取組を推進する。
- 文化発信に貢献した外国人などの顕彰制度を創設する。

I. 海外に対する文化発信の重点的な取組の推進

発信の対象及び内容の重点化と発信方策

アジアをはじめとする諸外国に対し、魅力ある日本の文化芸術の鑑賞の機会や情報を継続的に提供する。その際、日本に関心のある国・地域（親日国、日本への関心が芽生えてきた国）に重点を置くよう配慮する。相手国の関心分野や鑑賞者層に応じた企画のメニュー化を図ることにより、戦略的・効果的な文化発信を推進する。

我が国の最新のメディア芸術を一層積極的に発信する。その際、現在人気が高まっているマンガ・アニメ・ゲームの源流や流れもわかるような展示構成とするなど、日本文化を伝統文化から現代文化まであわせて効果的に発信できるよう配慮する。

海外における発信拠点を活用した文化発信

在外公館をはじめ、海外にある国際交流基金の文化会館やJNTO（国際観光振興機構）海外事務所など、日本文化発信の拠点となる機関を積極的に活用する。各機関のホームページ等において、当該国ゆかりの日本人紹介、日本の文化芸術に関する紹介などを充実する。

文化交流使など文化庁事業により、海外に派遣される文化人・芸術家や文化・芸術団体の活動については、これら拠点施設との連携を図り、効果的な日本文化の紹介を行う。なお、諸外国において大都市だけでなく、地方都市にも日本文化を発信できるよう配慮する。

また、海外に在住する日本人の文化人・芸術家を近隣諸国に派遣して文化芸術に関する活動を行うことを検討する。

日本への関心を高めるための重点的な文化発信

日本に関心のある外国人（日本語学習者、元留学生や留学希望者、留学生関係者）に、より関心を高めてもらえるよう、文化芸術の鑑賞の機会や情報を継続的に提供する。海外において発信力のあるメディアや知識層を対象とした情報提供を重点的に行う。さらに、国際放送、インターネットなどのメディアを活用する。

日本文化の発信に貢献した外国人の顕彰

日本の文化芸術の海外への紹介や文化交流に尽力している外国人などに対し、その努力と功績をたたえるための制度を設ける。

Ⅱ. 国内における日本文化紹介の充実・強化

多言語による日本文化紹介の充実

日本文化を紹介するためのホームページや優れた日本文学などの書籍等の多言語への翻訳を促進する。また、歴史的に価値のある重要文化財等や伝統芸能はもとより、新たな文化芸術活動についても、その表示や解説、公演・展示などのプログラム・カタログ等の多言語化を促進する。

国際フェスティバルや文化芸術に関する国際会議の開催の促進

日本国内で開催される芸術各分野における国際フェスティバルのうち、海外の著名なフェスティバルとの共同制作プログラムを有するものや、政府間協定等に基づく二国間交流事業として実施するもの等、我が国の文化芸術の発信効果が極めて高い催しを重点的に支援するとともに、文化分野で日本が世界をリードしていくための文化芸術に関する国際会議の開催を促進する。メディア芸術祭については、海外向けのアピールの強化など、その一層の推進を図る。

留学生支援の充実

来日した留学生が、日本の生活・文化を体験したり、日本人と交流することにより、相互の文化交流を図るとともに将来的に日本の良き理解者となることを目指す。

そのため、文化施設における留学生を対象とした事業の促進、地域ボランティアを活用した日本語教育の充実、各地域の観光モデルプランの開発への留学生の活用、地域におけるコンソーシアムによる交流の促進など、地域コミュニティへの参加促進を図る。また、帰国した留学生に対する日本文化等についての情報提供の在り方の検討も求められる。

日本人自身の日本文化理解の促進

日本人自身が日本文化の良さを認識し、国民ひとりひとりがいわば「日本文化大使」の役割を果たせるよう、学校教育段階における文化芸術にふれる機会の拡充や教養教育の充実を図る。

また、国際的な場面で活躍することの多い在外勤務者や大学人、日本語教師や国際交流を行う団体などが、自国の文化を理解した上で、日常の中においても、日本文化の紹介に資する活動の参考となるよう、日本文化に関する様々な情報について、ホームページ等を活用した提供を図る。

Ⅲ. 日本文化を海外発信するための国内体制の整備

日本文化の情報拠点の整備

日本の文化発信の基盤となる既存の国立美術館・博物館・劇場の一層の充実・強化を図る。また、我が国のマンガ・アニメ・ゲームをはじめとするメディア芸術について、その情報を総合的に収集、保存、提供する拠点の整備について検討する。拠点への情報の集約と同時に、情報のネットワーク化を図る。これらにより、外国人の日本文化に関する様々なニーズに応えることを目指す。

また、国際的にも高い評価を受けている伝統工芸についても、様々な資料の収集や作品に関する情報発信の拠点が求められている。

日本語教育の支援

日本語教育については、関係機関との連携により、日本文化への十分な理解も含めた、質の高い専門家の育成・確保を図るための研修を行うことにより、国内外の日本語教育機関を支援する。

文化芸術創造都市の取組の促進

文化芸術の持つ創造的な力は、地域の魅力や活力を一層高めるとともに、デザインや映像など創造的な産業の育成にも資するものである。芸術家や住民が積極的に参加して、文化芸術による地域の活性化を図るいわゆる「文化芸術創造都市」をはじめとする、地域からの文化芸術の創造と発信のための取組を推進し、在外公館や国際交流基金との連携可能性を考慮しつつ、アジア諸国との連携など海外に向けた日本の取組の発信を目指す。その際、地域の歴史や伝統文化が新たな文化芸術の創造につながっているという側面に着目し、それを活かすことにも留意する。

伝統的なまちなみの保存をはじめとする文化財の保護の推進

文化財は、日本の文化芸術の礎であると同時に、外国人を魅了するものでもある。文化財保護法に基づく個々の文化財の保護の取組に加えて、日本の魅力である情緒ある伝統的なまちなみや、文化財とその周辺環境を守るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく取組の推進や、文化財を周辺環境を含め総合的に保存・活用する「歴史文化基本構想」の推進などの取組を進める。

関係省庁の連携と官民の相互協力

限られた財源の中で、効果的な文化発信をしていくために、文化庁は、外務省や国際交流基金、国土交通省など関係省庁・機関との連携をこれまで以上に強化する。

また、民間ベースでは採算の取れない事業への支援は厚く、民間の力が十分発揮される分野については、民間主導とするなど、官と民の役割分担をする。民間が取り組みやすいような、税制上の優遇措置の拡大を図る。

文化発信戦略に関する懇談会について

平成19年12月18日
文化庁長官裁定

1. 趣 旨

グローバル化の進展により、伝統芸能から現代の文化まで、多様な現代日本の文化を発信して魅力ある日本の姿を伝え、日本に対する諸外国の理解を深めることが強く求められている。また、そのことが、ひいては日本の文化芸術の振興にもつながる。このような状況の中、日本文化の総体や分野ごとの現状を把握した上で、効果的に発信する仕組みを構築していく必要がある。そこで、有識者による懇談会を開催し、日本文化の現状を明らかにするとともに、日本の国際文化交流・協力を通じた文化発信の戦略を総合的に検討することとする。

2. 検討事項

- ・ 文化発信のための国内基盤の整備について
- ・ 日本文化の効果的発信について
- ・ その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者により構成し、文化庁長官が開催する。
- (2) 必要に応じて、別紙の有識者以外の者の協力を求めることができるものとする。

4. 実施期間

平成19年12月26日から平成21年3月31日までとする。

5. その他

この懇談会に関する庶務は、文化庁長官官房政策課において処理する。

(別紙)

文化発信戦略に関する懇談会委員

| | |
|------------|-------------------------------|
| 池上 久雄 | (社)日本貿易会参与、NPO 法人国際社会貢献センター顧問 |
| 池辺晋一郎 | 作曲家、東京音楽大学教授 |
| 北岡 伸一 | 東京大学教授、元国連大使 |
| 北川フラム | アートディレクター、アート・フロント・ギャラリー主宰 |
| 久保 雅一 | (株)小学館キャラクター事業センター センター長 |
| 小宮山 宏 | 東京大学総長 |
| 扇田 昭彦 | 演劇評論家、静岡文化芸術大学特任教授 |
| 竹本 千春 | 国際交流基金情報センター部長 ※第6回懇談会まで |
| 茶野 純一 | 国際交流基金経理部長 ※第7回懇談会より |
| 遠山 敦子 (顧問) | (財)新国立劇場運営財団理事長、元トルコ大使 |
| ドラ・トーザン | エッセイスト、ジャーナリスト |
| 野村 萬斎 | 狂言師、世田谷パブリックシアター芸術監督 |
| 平山 郁夫 (顧問) | 日本画家 |
| 福原 義春 (顧問) | (社)企業メセナ協議会会長、(株)資生堂名誉会長 |
| 森口 邦彦 | 重要無形文化財保持者(染色)、(社)日本工芸会副理事長 |
| 山内 昌之 (座長) | 東京大学大学院教授 |
| 山崎 正和 (顧問) | LCA 大学院大学長、劇作家、評論家、演劇学者 |

文化発信戦略に関する懇談会 議論の経過

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 第1回 | 平成19年 12月26日（水） | ・自由討議 |
| 第2回 | 平成20年 1月23日（水） | ・福原委員からの意見発表 ・文化発信戦略について議論 |
| 第3回 | 2月25日（月） | ・外務省海外交流審議会答申について ・北川委員からの意見発表 ・文化発信戦略について議論 |
| 第4回 | 3月19日（水） | ・久保委員からの意見発表 ・トーザン委員からの意見発表 ・遠山委員からの意見発表 ・文化発信戦略について議論 |
| 第5回 | 4月7日（月） | ・中間まとめ骨子（案）について議論 |
| 第6回 | 5月26日（月） | ・中間まとめ（案）について議論 |
| 第7回 | 6月30日（月） | ・中間まとめのとりまとめについて議論 |

文化発信戦略に関する懇談会 中間まとめ概要

文化の戦略的発信の重要性

- 我が国の独創的また伝統的な文化芸術を広く世界に発信し、我が国に対する理解を深めることが、世界における日本の地位の確立につながる。
- このため文化庁は、関係省庁・機関の協力のもと、日本文化を戦略的に海外発信していくための取組を進める。

すみやかに着手すべき文化発信のための取組

- 下記〈参考〉に示すⅠ～Ⅲの13項目の取組を例示するとともに、その中から特に6つについてすみやかに取り組む。

- ・ 日本への関心の高い国に対して、その関心分野や鑑賞者層に対応した発信ができるよう企画のメニュー化を図ることにより、戦略的・効果的な文化発信を推進する。
- ・ メディア芸術について、その情報を総合的に収集・保存・提供する拠点整備を検討する。
- ・ 日本人自身が日本文化への理解を深め、文化発信できるよう、ホームページを通じた日本文化に関する情報の提供を図る。
- ・ 「文化芸術創造都市」をはじめとする、地域からの文化芸術の創造と発信のための取組を推進する。
- ・ 日本の魅力である伝統的なまちなみや、文化財とその周辺環境を守るための取組を推進する。
- ・ 文化発信に貢献した外国人などの顕彰制度を創設する。

- 今後、上記6つの取組等につき、具体的議論を深める。

〈参考〉中間まとめに掲載されている文化発信のための取組一覧

Ⅰ. 海外に対する文化発信の重点的な取組の推進

- ・ 発信の対象及び内容の重点化と発信方策
- ・ 海外における発信拠点を活用した文化発信
- ・ 日本への関心を高めるための重点的な文化発信
- ・ 日本文化の発信に貢献した外国人の顕彰

Ⅱ. 国内における日本文化紹介の充実・強化

- ・ 多言語による日本文化紹介の充実
- ・ 国際フェスティバルや文化芸術に関する国際会議の開催の促進
- ・ 留学生支援の充実
- ・ 日本人自身の日本文化理解の促進

Ⅲ. 日本文化を海外発信するための国内体制の整備

- ・ 日本文化の情報拠点の充実
- ・ 日本語教育の支援
- ・ 文化芸術創造都市の取組の促進
- ・ 伝統的なまちなみの保存をはじめとする文化財の保護の推進
- ・ 関係省庁の連携と官民の相互協力